

中小企業者の皆さんへ 市の融資制度をご利用ください

受け付けは随時行っています

市では、中小企業者の業種や借入れの目的に応じて、利用しやすい金融制度を設けています。下表のとおり5種類の制度を用意していますので、目的に応じた制度をご利用ください。4月1日から設備資金は、限度額まで事業費全額の融資が可能になりました。申し込みは、市内各金融機関(銀行、信用金庫等)へどうぞ。

制度名	融資対象	融資条件			
		資金使途	融資限度額	利率	償還期間 保証人担保等
地方産業育成資金	各号のいずれにも該当する人 ①市内に住所または主たる事業所を有する人 ②原則として1年以上継続して同一事業を営む人 ③信用保証対象業務を営む人 ④市税を完納している人	運転資金 設備資金	1,000万円	信保付 1.95% その他 2.45%	運転資金5年以内 整備資金7年以内 (据え置き6カ月以内を含む) 原則として連帯保証人は1人以上必要とする。担保、信用保証は各金融機関の定めるところによる
振興資金	各号のいずれにも該当する人 ①個人営業者の場合は市内に住所を有する人、法人は市内に1年以前に法人届けをしている人 ②同一事業を1年以上継続して営んでいる人 ③市が定める事業を営む人 ④市税を完納している人	同上	1,000万円	信保付 1.75% その他 2.25%	500万円以内5年以内 500万円超 7年以内 (据え置き6カ月以内を含む) 原則として連帯保証人は、個人の場合は1人以上、法人の場合は2人以上とする(組合の場合は役員全員とする)。担保、信用保証は各金融機関の定めるところによる。ただし、新潟県信用保証協会の特別小口保証を利用する場合は、保証人および担保は徴求しない
活性化対策資金	振興資金の融資対象①～④で、かつ次のいずれかに該当する人 ・店舗、工場等の新築、増改築または改装並びに構築物の設置 ・生産効率を高める機械または設備の新設(入れ替えを含む。運輸業以外の車両を除く) ・従業員福利厚生施設の設置	設備資金	法人・個人 2,000万円 組合 5,000万円	信保付 1.65% その他 2.15%	1,000万円以内7年以内 1,000万円超 10年以内 (据え置き6カ月以内を含む)
創業資金	市内に1年以上居住する勤労者で、新たに独立する以前に従事していた事業を営もうとするもので、市内に営業所を設け、その事業におおむね3年以上の経験と適切な事業計画を持つ人、または前記の資格を有し開業1年未満の人	運転資金 設備資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円	2.05%	運転資金5年以内、設備資金500万円以内5年以内、500万円超7年以内 (据え置き6カ月以内を含む) 原則として連帯保証人は、個人の場合は1人以上、法人の場合は2人以上とする。担保信用保証は各金融機関の定めるところによる
緊急特別資金	現に営んでいる事業を振興維持する上で、市長が緊急かつやむを得ないと認める運転資金を必要とする、振興資金の融資対象①～④の人	運転資金	300万円	信保付 1.55% その他 2.05%	1年以内 (据え置き6カ月以内を含む) 原則として連帯保証人は、個人の場合は1人以上とし、担保信用保証は各金融機関の定めるところによる。ただし、新潟県信用保証協会の特別小口保証を利用する場合は、保証人および担保は徴求しない

●信用保証制度について

信用保証制度とは、中小企業者が資金の借入れが困難な場合に、公共的な機関である新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完することで借入れを容易にするための制度です。利用する場合は、借入額に対して一定の利率により算出した保証料を支払わなければなりません。

制度名	保証限度	保証料率
普通保証	個人・法人 20,000万円	200万円以内 年0.70% 200万円超～500万円以内 年0.85% 500万円超～800万円以内 年0.90% 800万円超 年1.00%
	特別小口保証 (無担保無保証人)	1企業者 1,000万円 年0.60%

市の保証料補助
市では、300万円以内の信用保証付きで市の制度融資を受けた場合、保証料の金額を借受人に代わって保証協会に支払い、補助しています。また、300万円を超える制度融資についても保証料の補助を行いますが、この場合は、融資額1,000万円までは保証料金額の75%、2,000万円までは50%を補助します。

問い合わせ 市内各金融機関・商工観光課商工労働係 ☎221、222



平成14年度一般会計予算など29議案を可決・同意

第2回市議会定例会

三月六日から二十二日まで、平成十四年第二回市議会定例会が開かれました。平成十四年度白根市一般会計予算や条例の一部改正など二十八議案が審議され、二十七議案を可決しました。また、教育委員会委員の任命、人権擁護委員の推薦について二議案を同意しています。

可決された主な議案

●白根市手数料徴収条例の一部改正について
県からの権限委譲により、開発行為等の申請に係る事務を市が処理することに伴い、手数料の額について一部改正を行うものです。



●白根市立保育所設置条例の一部改正について
市内公立保育園の入所児童数が減少し、今後も大幅な増加が見込まれないことから、定員数の削減を行うものです。

●平成十三年度白根市一般会計補正予算(第十二号)
平成十三年度白根市一般会計補正予算は、歳入・歳出にそれぞれ千九百九十二万三千円を追加し、予算総額を百二十八億七千八百三十五万七千円としました。

補正の主なものとして、地域総合整備事業貸付金の計上、乳幼児医療費助成事業費による追加、水田農業経営確立対策事業の追加などを行いました。

同意された人事案件

●教育委員会委員の任命
中村宏泰さん(五十歳・魚町一)の任命に同意しました。同委員の任期は四年です。

●人権擁護委員の推薦
田中圭子さん(六十五歳・水道町一)の推薦に同意しました。同委員の任期は三年です。

4月1日から市役所の一部組織と業務内容が変わりました

※下記以外の係や業務内容は従来どおりです

■…従来の課 ☆…新しくできる係 ★…業務内容が変わる係

- 企画財政課
 - ☆広域行政係
 - 総合計画係の広域行政に関する事務を移管
 - 市町村合併に関する事務を追加
 - ★総合計画係
 - 行政評価に関する事務を追加
 - 地域交通に関する事務を追加
 - 広域行政に関する事務を削除
 - 新産都市に関する事務を削除
 - NPOの支援に関する事務を追加
 - ★地域振興係
- 総務課
 - ★行政係
 - 情報化の企画および推進に関する事務を追加
- 市民生活課
 - ☆保険年金係
 - 前年度までの保険係と年金係を統合
 - ★市民係
 - 原付申告書の受付および標識の交付に関する事務を削除
- 税務課
 - ★資産税係
 - 市民生活課市民係の原付申告書の受付および標識の交付に関する事務を移管
- 商工観光課
 - ★商工労働係
 - 物産振興事務を削除
 - ★観光係
 - 商工労働係の物産振興事務を移管